

## 平成30年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年9月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

#### 【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三	24番 塚本 博之	25番 平田 実
26番 空閑 宏典	27番 永井 健一	28番 窪山 登
29番 石松 久慶	30番 山下 敏昭	31番 高良 悟
32番 橋本 計	33番 草場 一豊	34番 田中 信彦
35番 永露 茂	36番 小嶋與志博	37番 熊谷 頼子
38番 井手 峯勝		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石橋 一良

係長 中村 敬一郎

事務吏員 松尾 康年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

( 開 会 1 3 : 3 0 )

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
ただ今の出席委員は農業委員19名、推進委員19名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に3番田中委員、4番森山委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3頁まで計15件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から15番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告第1号について、これを受理いたします。  
次に、報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます
- 事務局 (松尾) 4頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件です。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。10番手嶋委員。
- 10番 (手嶋委員) 申請地は、周囲より土地が低く耕作に不便なため隣接地並みに地上げを行い、畑として利用するものです。作付け予定は、ぶどう、ミカンです。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。
- 推進委員 なし。
- 議 長 なければ、本件について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。  
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 5頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (大山) 詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
- 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
- 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
- それでは、審議番号1番から2番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、議案第2号、審議番号1番から2番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
- 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。11頁まで9件ございます。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5 番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲渡人の労力不足ため規模縮小で譲受人との間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
- ( 議長交代：会長 → 伊藤副会長 )
- 議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。
- 審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 譲渡人の労力不足ため規模縮小で譲受人との間で贈与にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲渡人の労力不足により譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長) 議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号4番について説明します。譲渡人は、高齢で後継者も無いため譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番 (森部委員) 審議番号5番について説明します。譲渡し人は市外の方で遠方により耕作不便のため譲受人は規模拡大によるもので売買です。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号6番について説明します。譲受人は昨年の7月5日の災害で被災を受けた方で経営規模拡大によるものです。譲渡し人は高齢で後継者もいないため譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 （林委員）審議番号7番について説明します。譲受人は昨年の災害で被災を受けた方で経営規模拡大によるものです。譲渡し人は高齢で後継者もいないため譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 （伊藤委員）審議番号8番について説明します。父から子への贈与となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。
- 18番 （伊藤委員）審議番号9番について説明します。譲渡人の経営規模縮小によるもので、また譲受人の隣接農地であるため話がまとまりましたので今回、贈与での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。  
次に、議案第4号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。
- 事務局 ビデオにて現地説明。
- 議 長 （ビデオ終了後）ここで、10分間休憩します。  
休憩（14時22分から14時32分まで）
- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。  
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (河辺) 議案書により説明。

議長 事務局の説明は終わりました。  
審議番号1番から2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。  
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。  
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用の目的、倉庫、車庫・露天資材置場、理由は、事業拡大により新たに資材置場を整備したものです。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、集合住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水道にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
それでは、議長を後藤会長と交代します。  
(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長 (後藤会長) 議長を交代しました。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号3番について説明します。平成29年7月災害により飼料置場が被災したため新たに飼料置場を整備するため。雨水排水については問題ありません。農業用施設用地、農用地区域内、問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。  
なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
次に、13頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 13頁をお願いします。議案朗読をもって説明。16頁まで10件ございます。ご

審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から6番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。

(議長交代：会長 → 伊藤副会長)

議 長 (伊藤副会長)議長を交代しました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員)審議番号1番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員)審議番号2番について説明します。転用の目的、農家住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員)審議番号3番について説明します。太陽光発電設備用地。転用理由は、再生可能エネルギー法による太陽光発電事業により、売電収入を得るためです。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員)審議番号4番について説明します。転用の目的、自己用住宅、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号5番について説明します。転用の目的、自己用住宅、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号6番について説明します。転用の目的、露天駐車場、事業拡大により、従業員駐車場が手狭となったため、従業員駐車場を整備したものです。始末書添付です。農用地区域外、第1種農地、集落接続に該当します。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。なければ、審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。  
（議長交代：伊藤副会長 → 会長）
- 議 長 （後藤会長）議長を交代しました。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
- 11番 （手島委員）審議番号7番について説明します。転用の目的、敷地拡張及び需要拡大に対応するため、新たに油揚げ工場を建築するもの。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張の農地に該当します。市道や用水路については関係機関と相談（協議）済みとのことです。別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。33番草場委員。
- 33番 （草場委員）手島委員の説明のとおりです。  
（「排水や下水はどうなっているのでしょうか。」と呼ぶ者あり）
- 11番 （手島委員）雑排水については、現段階では、現施設の浄化槽に送り処理されるそうです。その後は、現状を見ながら対応していくそうです。
- 議 長 32番橋本委員。
- 32番 （橋本委員）近くに知り合いが住んでいますが、臭いがきついそうですその辺はどうなるの



でしょうか。

議 長  
事務局

事務局。

(河辺) 申請者が住民説明会を開催されて、住民から出された要望は対応していくと聞いております。また面積の関係で県の開発審査にもかかります。

議 長  
8 番  
議 長  
事務局

他に。8番森部委員。

(森部委員) 地元では、この計画に対して反対とかないのですか。

事務局。

(河辺) この計画は、平成28年から計画をされていて。大きな反対という事はお聞きしておりません。

議 長

他に、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

異議がないようですので、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番

(林委員) 審議番号8番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

37番

(熊谷委員) 別にありません。

議 長

他に、審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

異議がないようですので、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番

(林委員) 審議番号9番について説明します。転用の目的、農家住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、農家住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

なければ、審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議 長

異議がないようですので、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番

(林委員) 審議番号10番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が平成29年7月5日豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。次に、推進委員より補足説明はございませんか。

なければ、審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認いたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いします。事務局。

事務局 (寺岡) 17頁をお願いします。審議番号1番から審議番号7番までは、推進機構からの買い入れです。審議番号8番については、推進機構への売渡です。以上、1番から8番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、それでは、議案第6号、審議番号1番から審議番号8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)。

議長 異議がないようですので、議案第6号、審議番号1番から審議番号8番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:10)